

中作及クランプにて南進米庫着替車及之會社側賠償担当者
三十五名

議題九の通り

- (一) 賠償工場の保全及修理に関する件
- (二) 工場、轉換及之商轉換に関する件
- (三) 〇P第一二一號の撤去に関する件
- (四) 十七年二夜の撤去に関する件
- (五) ショーンストン報告に関する件
- (六) 航空機民間兵器工場、洋價に関する件
- (七) 賠償撤去作業、特別河運片移後に関する件、第八年指令
に関する件

0062

回覽

四連調第一六九號

昭和三年八月二十四日

官

四國連絡調整事務局 長

中央連絡調整事務局 長 官 殿

長

第 部 長

執務報告提出に関する件

當事務局執務報告第十一号(八月一日より十五日までの分)

を別添の通り提出する。

地方課長



0063

四國連絡調整事務局

四覽

昭和二十三年八月十五日

執務報告第十六期 (八月一日)

閣下事務報告

0064

一 總務關係

目次

- ① 情報會議關係
 - ② 中野復興建設局事務進捗手次部長四國軍政部長訪日
 - ③ 三國書信關係
 - ④ 輸入事務に關する香川軍政部長に關する件
- 二 經濟關係
- ① 高次官に經濟調查報告
 - ② 國民院に關する件
 - ③ 松山鐵道に關する件
- 三 賠償關係
- 1. 賠償工場綜合管理關係
 - ① 四國地方賠償協議會役員による賠償工場調査報告
 - ② 賠償工場管理經濟打合せ
 - ③ 賠償工場管理經濟打合せ使用許可申請

0065

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RA'-0129

0064

總務關係

(1) 情報會議開催の件

八月六日午前九時より、縣庁内縣會議事室において香川縣社會教育課主催のもとに高松市及び郡情報會議が開催せられた。香川軍政部民間情報課長ウオカ中尉、縣庁各課係官、市町各部長、四國新聞社高松放送局係官、各種團體代表者等、參集し、當事務局長より、係官が出席した。會議席上、まづウオカ中尉より、香川縣下において新聞ラヂオ共の他に、より各種情報を知りて、人々は約四十パーセントに過ぎない等の指摘あり、情報に未達の滲透の重要性を強調するとともに、各市町村軍位に情報委員會を設け、情報連絡の促進等に資するよう示唆するところがあった。ついで、情報課長のウオカ中尉より、協同組合問題、衛生問題、教育問題について、それぞれ懸念ある市町係官より説明があり、ウオカ中尉は、懸念を答へに入つた。本情報會議のねらいは、情報の重要性を縣民一般に認識せしめるとともに、これを啓蒙し、情報委員會等の設置により、情報に未達まで滲透せしめるにあり、今回は第二回目であり、

(2) 第一回は、饒歌郡岡村において開催せられた。

中部復興連絡局長善通寺支部長の四國軍政部

カ、學生課長在訪の件

四國四縣の復興事務を管轄して、いる中部復興連絡局長善通寺支部長西原征夫は、八月六日午前、四國軍政部カ、學生課長を訪問した。同支部長は、本年一月頃より、毎月復興状況を四國軍政部へ報告して、いたつたのであるが、それ以來、社説をておつた。今度カ、課長新任に機會に、當事務局長を通じて復興状況を軍政部に説明したいとの申越しがあつたので、これを取り次ぎ、當局員と共に復興状況全般について、概括的に説明をした。カ、課長からは、學生省、中部復興連絡局長善通寺支部長の行政機構につき質問があり、また、下野機關である各縣世話課との關係につき質問があつた。世話課の豫算人員、世話課員を他課へ流用することの可否等の質疑應答が行はれた。各縣世話課の人員配置取限を明示した一覧表を提出することと約束した。

0066

二 經濟關係

(1) 高松管区經濟調査廳發

經濟調査廳法の施行に伴、高松管区經濟調査廳が八月一日より發足した。管轄区域は四國各縣であり、その下部機構としては香川、徳島、愛媛、高知各地の四廳が同時に發足した。高松管区經濟調査廳長には高松地方經濟安定局長經濟調査官、米松信が充てられた。同廳は各軍政部門の連絡は深く、特に統制經濟和滑化の面において、同廳と各軍政部門協力、活動が今後期待される。

(2) 徴収税に關する件

當司執務報告第十一号にて報告した事は、技術調査隊、細川軍属は八月二日當司發官と共に南松松稅務署を訪問、徴収に對する課税に對して種々質問をしたが、今更番係官より右に對し説明がなされ、特に所得税の算定については各課税項目の自然態を調査の上、課税の不公平が起らないようにならざる限り、二百の圓を越えなかった。更に香川縣稅務課に對する、様々徴収に對するの詢問も行った。

(3) 松山鐵道區爭議

(當司執務報告第十一号参照) 全國的の問題となつた四鉄松小鐵道區全體業二人乗務に關する爭議はその右松山鐵道區業務員會の決議により、全社業二人乗務を八月三日より実施のため旅客五、貨物五、入換二の運休を要した。右の機内士五、時某は進駐軍列車の乗務を拒否し、この場合は、業務員會に對して解決する事案は悪化した。四國局長はこの事態に對して、發言書を送り、連合軍制列車には業務員會を問き、八月十六日午後八時四十分以後無期スト決定した。その右管理部門には、地元軍政部・C.I.C. 警備隊等と協議した結果、軍政部の國鉄労組受命後支那の申請により進駐軍列車、食糧臨時列車の通過列車は確保されたが、當司の対策として、

- 1. 進駐軍列車に力を入れ、運行する。補助金を招集する。
- 2. 自衛隊運送の増強。
- 3. 海上輸送の確保。が考へられる。

八月六日の鐵道局長訓令として、注意事項を發表し、更に乗務員年費會費長青即某を徴収免職し、業務員に對する八月分給料は不詳処分を執つた。この旨、業務員も後々職場に復歸の狀態であり、全機内士を援けのため、大鐵道、小鐵道から數名松山區士、全助士の派遣が、列車の運行も次第に順いとなり、好転も實現しつつある。この結果、

0068

三、賠償関係

(一)賠償工場保全管理関係

左記十五名の被検査者外、行政処分は併せられず職長は相当数に上らざる
である。かくて十一月既留強硬派も全員職場に復帰した。本件又には急務
解決のため十一月十七日完全回復に復したることを了す。

(二)四国地方賠償協議会役員による賠償工場調査報告
四国地方賠償協議会会長、幹事に於て十一月八日より全二十三日に至る間、四
国地区内賠償工場を調査察見した。記載要報告は九月九日四国軍政部
経済科学科に提出した。

(三)四国地区賠償工場管理保全担当者賠償の重要性認識
四国地区賠償工場管理保全担当者賠償の重要性認識は概ね良好
である。三工場は賠償不足を認め、たゞに保全管理上の工事
に伴って、三工場保全管理経費の増額特に三工場費の支給を要する。
四)現行規程規定は三工場所在地と鉄道線路所在地とのキロ数に依
り月額を定むる規定は、三工場所在地と鉄道線路所在地との距離
を材料費不足のため材料の割増しを必要とする。此際三工場は材料

費の増額、出来得れば現物支給特に必要材料を配給される。
(二)工場の保全管理員に対し報告用物資、就中作業衣、地下足袋等を支給
せらるる。

(2) 四国地区賠償工場五ヶ所保全管理人員費

会社名	職名	支給額	不足額
(一) 野田産業南松工場	主任	5,000円	3,000円
(二) 光洋精工高松工場	主任	7,000円	1,000円
(三) 倉敷製糖高松工場	主任	10,000円	1,000円
(四) 東洋化学高松工場	主任	5,000円	8,000円
(五) 三井物産高松工場	主任	10,000円	1,000円
(六) 光洋精工徳島工場	主任	3,500円	4,000円
(七) 日本製紙徳島工場	主任	9,000円	1,000円
(八) 日本製紙高松工場	主任	4,000円	1,400円
(九) 日本製紙高松工場	主任	2,000円	1,400円
(十) 日本製紙高松工場	主任	2,000円	1,400円
(十一) 日本製紙高松工場	主任	2,000円	1,400円
(十二) 日本製紙高松工場	主任	2,000円	1,400円
(十三) 日本製紙高松工場	主任	2,000円	1,400円
(十四) 日本製紙高松工場	主任	2,000円	1,400円
(十五) 日本製紙高松工場	主任	2,000円	1,400円

会社名	稼働休止率	配賦額	支出額	不足額
日新工業新造機製造	一〇・八	三、五七〇	九、九二八	六、三五八
合資			五、九八二	一、九四四
三田田製作所	七六・七	二、九七九	五、九八二	二、九四四

(3)

賠償工場管理経費打合会

八月五日四国商工局主催のもとに合同会議室に於て連清、徳島、愛媛、香
 各縣保官が出席して新基準による賠償工場管理経費に關する打合会が開
 き此商工省賠償実施部より松田事務官が出席して右に際して説明並
 質疑應答があった。四国地区における管理経費の増額に關し又は四国地
 區賠償協議会において屢々問題に存し此が経費増額に關して中央に稟請す
 であつたが今日の会議に於いて左記要望事項が提出された

一 材料が割当られても経費の配分がわかれたり又は少くたつたり材料を引
 けないことがあつたから、これをなほよく取り扱つて貰いたい。

二 工場への動力費を増額して貰いたい。

三 停止工場の管理経費を増額せよ。

四 工場間の賠償關係を撤廃費は精算し得るもの、現在の派費規定が
 幾分は出費不可能である。

(二)

野田産業高松工場熔鉄炉等使用許可申請

五、工事計画の進捗は工事全部提出するから、なるべく経費を出して貰いたい、
 工事経費の支給がないと管理上の緊急工事も不可能の状態であります。

野田産業高松工場には最近日本政府よりの農機具増産割当命令を受け
 たため熔鉄炉一個にては到底増産は不可能と思はれるので、スパーの使用
 許可及び常時使用機械施設の操業に直接関連して月間数回使用する
 機械施設の使用許可に關し、今工場より香川軍政部宛の申請書添付
 上八月十五日賠償局長官に対しG、H、Qとの交渉を懇請した。

0070